

# 令和8年度 安全教育年間計画表

令和7年11月1日～令和8年10月31日

柳田運輸株式会社

| 予定月         | 項 目                              | 内 容   | 備 考                        | 行事等          |
|-------------|----------------------------------|---|----------------------------|--------------|
| 令和7年<br>11月 | 昨年度の回顧                           | 1. 事故発生状況<br>2. 事故防止のための危険予知の重要性  | インフルエンザ予防                  |              |
| 12月         | 適切な運行の経路及び当該経路にける道路及び交通の状況       | 1. 適切な運行経路の選択と経路情報の把握<br>2. 許可運送における経路選択  | ヒヤリハット、現場案内図の活用、デジタコの正しい操作 | ・年末年始輸送安全総点検 |
| 令和8年<br>1月  | 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処法 | 1. 交通事故の生理的・心理的要因<br>2. 過労防止のための留意点<br>3. 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点<br>4. ヒューマンエラーを防ぐために | 冬道の安全運転                    |              |
| 2月          | 健康管理の重要性                         | 1. 健康起因の事故と健康管理の必要性<br>2. 健康管理のポイント   | 定期健康診断結果                   |              |
| 3月          | 運転者の運転適性に応じた安全運転                 | 1. 適性診断の必要性<br>2. 適性診断結果の活用法  | 日常点検                       |              |
| 4月          | トラックの構造上の特性                      | 1. トラックの特性に合わせた運転<br>2. トレーラの特性に合わせた運転<br>3. タンクローリーの特性に合わせた運転<br>4. 貨物の特性を理解した運転       | ヒヤリハット情報の共有について            | ・春の全国交通安全運動  |
| 5月          | 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 | 1. 運転支援装置に係る事故の事例<br>2. 運転支援装置の性能及び留意点  | 雨天・荒天時の危険予知について            |              |
| 6月          | 貨物の正しい積載方法                       | 1. 偏荷重の危険性<br>2. 安全輸送のための積付け・固縛の方法<br>3. 荷崩れ防止のための走行中の留意点                               | 熱中症対策<br>荷卸時の注意点           |              |
| 7月          | 過積載の危険性                          | 1. 過積載による事故要因と社会的影響<br>2. 過積載による罰則<br>3. 過積載の防止   |                            |              |
| 8月          | トラックを運転する場合の心構え                  | 1. トラック輸送の社会的重要性<br>2. トラック事故の社会的影響<br>3. 交通事故統計を用いた教育<br>4. 安全運行の心構え                   | 熱中症対策                      |              |
| 9月          | 危険の予測及び回避、並びに緊急時における対応方法         | 1. 危険予測運転の必要性<br>2. 危険予測のポイント<br>3. 危険予知訓練<br>4. 指差呼称及び安全呼称<br>5. 緊急時における適切な対応          | 日常点検                       | ・秋の全国交通安全運動  |
| 10月         | トラックの運行の安全確保するために遵守すべき基本的事項      | 1. トラック運行に係る法令<br>2. 義務を果たさない場合の影響の把握   |                            |              |

※ 乗務員に対する一般的な指導及び監督は、計画的に実施するための基本的な計画を作成し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施すること。

※ 輸送安全規則第10条1項により、国土交通省告示1366号に定められた、12項目の全てを1年に1回必ず実施する必要がある。（該当する貨物の運送、該当する車両がない場合は、一部省略することができる。）